

商店街等デジタル地域ポイント 活用促進事業補助金

デジタル地域ポイントの周知や、ポイント利用店舗登録の促進など、団体としてデジタル地域ポイントの活用促進に取り組んでいただける、商店街・小売市場の消費喚起事業を補助します。

- ▶ プレミアム付商品券の発行、ポイント還元事業
- ▶ クーポンチケットの発行
- ▶ 歳末セール・買物スタンプラリー・抽選会の開催 など

<補助率>

2/3

デジタル地域ポイントの登録店舗数が、構成員の半数以上となる団体は、3/4に引上げ

<補助上限額>

構成員50未満 200万円
50以上 400万円

補助対象者

○商店会、小売市場で、次の要件を全て満たす者

- ・ デジタル地域ポイントの周知、店舗登録の促進など、デジタル地域ポイントの活用に取り組む団体
- ・ 主たる事務所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められる団体
- ・ 補助対象者(団体)名義の銀行口座を有している団体
- ・ 設立が令和8年3月31日以前である団体

事業対象期間

令和8年8月1日(土)～令和9年2月28日(日)

※補助対象経費はこの期間内に発生し、支払が完了しているものに限ります。

受付期間

令和8年5月1日(金)～同年6月19日(金)

(予算の状況に応じ、受付期間終了後も予算の範囲内で随時受け付けます。ただし、予算の上限に達し次第、受付を終了します。)

申請方法

郵送 又は E-mail

申請書等の提出書類は、鉛筆や消せるボールペン等、消せる筆記具での記載は不可

【住所】〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

【E-mail】shogyo@city.kyoto.lg.jp

【宛名】京都市産業観光局地域企業振興室 商業振興担当

申請書等

申請書類(申請書、定款又は会則、構成員名簿、団体名義の通帳の写し、見積書等)を御提出ください。様式はホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000353431.html>

申請書



お問合せ先

京都市産業観光局地域企業振興室(商業振興担当)

075-222-3340

8:45～17:30(土日祝日及び年末年始除く)

裏面も
ご確認ください

Q & A 商店街等デジタル地域ポイント活用促進事業補助金

Q1 申請の要件となる「デジタル地域ポイントの活用促進の取組」とは、具体的にどのようなものですか？

交付決定日からデジタル地域ポイントの利用終了日（令和9年2月28日）までの期間、団体のエリア内で行っていただく以下のような取組です。

- ・ ポイント利用可能店舗としての登録の会員への勧奨
- ・ ポイント利用期間中の、店舗や街区内でのチラシやポスター等による周知
- ・ ポイントについての商店街HPでの掲載

上記以外でも、ポイント活用促進に繋がる取組を、各団体の状況に合わせて行っていただいても結構ですので、対象となるか否かについては随時ご相談ください。

Q2 補助対象となる消費喚起事業は、デジタル地域ポイントを取り入れたものでないといけないのですか？

消費喚起事業で、デジタル地域ポイントを取り入れることは**必須ではありません**。
デジタル地域ポイントを使わない、団体独自のプレミアム付商品券事業や売出し事業も、補助対象です。

Q3 どのような経費が対象ですか？

団体で実施される、消費喚起事業に係る経費が対象となります。

- 具体例 ① 事業費 商品券のプレミアム分や還元ポイント分
(プレミアム付与率・ポイント還元率の上限は50%)
- ② 事務費 広報費、委託費、会場使用料、リース・レンタル費(事業対象期間内のもの)、消耗品購入費 等

(参考) 補助対象外経費の主なものは、景品代など、以下のとおりです。補助対象・対象外経費について、詳しくはホームページ・要綱を御確認ください。

- ・ 商品等の売買が発生しない取組のみの事業に係る経費
(例：構成員が自店を閉めた状態で実施するお祭りのみの開催、販売をしない見本市のみの開催等)
ただし、構成員店舗でのセールやオンラインクーポン発行のためのホームページ改修など、商品等の売買につながる取組に付随して実施する場合は対象。
- ・ 景品代、割引クーポン等における割引分、公租公課(消費税等)、光熱水費、電話・インターネット回線通信料、事業実施に必要なアルバイト代等を除く人件費・家賃等の固定経費、仕入れに係る経費、旅費交通費、飲食・接待費、金券、損失補てん、借入に伴う支払利息、不動産購入費、官公署に支払う手数料等 等
- ・ プレミアム付商品券は、有価証券・金券・商品券等の換金性の高いものや製造たばこの購入、出資や債務の支払い、国や地方公共団体への支払等を利用対象とすることはできません。

Q4 補助率が3/4に引き上げとなる条件を、詳しく教えてほしい。

構成員の半数以上が、デジタル地域ポイントの登録店舗となる場合に、補助率を3/4とします。この場合の母数となる構成員数は、実際の団体構成員数の85%で計算していただきます※。また、登録店舗数は、実績報告時点の数で判定します。

例：実際の構成員数が50店舗の場合

$$50 \times 85\% = 42.5$$

$$42.5 \div 2 = 21.25 \text{ (小数点以下切捨て)}$$

⇒ この団体の場合、22店舗以上がデジタル地域ポイント登録店舗となったとき、補助率が3/4となります。

※ 一般的に、各団体にはデジタル地域ポイントに馴染まない会員(金融機関等)が一定数いること、申請・審査事務の簡素化を図るための措置です。